

令和6年12月25日
デジタル庁

懲戒処分の公表について

デジタル庁は、下記のとおり懲戒処分を行ったので、「デジタル庁職員の懲戒処分に関する公表基準」に基づき、公表します。

記

1 被処分者

ユニット所属 非常勤職員(30代 女性)

2 処分の種類

懲戒処分(停職1月)

3 処分発令日

令和6年12月25日

4 処分の理由

国家公務員法違反

5 事案の概要

令和4年7月頃から令和6年6月頃までの間、自宅で勤務したにもかかわらず、出勤したとの虚偽の申告をすることにより、通勤手当123万9,020円を不正に受給した。

また、令和4年及び令和6年に必要な届出を行わず無断で海外に渡航し、合計19日間、正当な理由無く勤務を欠いた。

【連絡先】

デジタル庁 戦略・組織グループ
コンプライアンス担当
連絡先(代表): 03-4477-6775